

今後の取り組み

③交差するくにびき道路などとの交差構造

交差点の構造としては、立体交差と平面交差の2通りがありますが、沿道の土地利用の促進や、景観形成を考えると平面交差が適切となります。

このため、平面交差を基本として、今後、交通処理などの検討を行います。

④歩道の整備方針

地区の特性に配慮した豊かな植樹や、デザインの統一、電線の地中化、バリアフリー化などによって、快適で高質な歩行者空間の形成を目指します。

⑤オープンスペースの整備方針

松江城付近や、総合体育館付近など、景観のポイントとなる場所については、ポケットパークなどのオープンスペースの整備を検討します。

⑥沿道景観の整備方針

よりシンボル性の高い路線とするためには、道路と一緒に沿道の景観形成を行う必要があります。

このため、沿道地区の景観を誘導するための手法の検討を行います。

⑦防災機能の整備方針

広域的な避難路として活用するために必要な幅員の確保を目指します。

火災の延焼を防止する延焼遮断帯とするために必要な幅員の確保を目指します。

⑧沿道環境の保全

地区の良好な居住環境を保全するため、必要な騒音対策などについての対応を検討します。



□編集後記□

さて、“まちづくり便り”第2号の発行です。

沿道環境計画調査検討委員会も第2回が開催され、いよいよ皆様の地区の今後のまちづくりの方針についての検討が始まりました。

このため、第2号は委員会の検討経緯を中心に構成しました。

皆様の住む街の将来に大きく係わる事項が満載されていますので、是非御精読の上、まちづくり方針や紙面構成へのご意見やご提案をお待ちしております。

松江市都市計画課 (0852)-55-5373

まちづくり便り

~21世紀の営みを創る“まちづくり・みちづくり”~

March. 1997

No. 2

編集・発行
松江市役所
都市計画課
TEL(0852)-55-5373

第2回「沿道環境計画調査検討委員会」開催される

第2回検討委員会の概要

これまでの検討経緯

新緑の頃、皆様方にはご健勝のことと存じます。

さて、第2回「沿道環境計画調査検討委員会」が、去る4月23日開催されました。

第2回委員会では、主として地区の将来的なまちづくりと、裁判所通りの整備、居住環境整備の基本的な方針について検討しました。

この中で、今後の検討を進めるに当たっては、十分に地元の皆様方の意向を汲み上げたものとし、住む人々にとって本当に住み易いまちづくりを目指す計画とするため、結論を急がず、じっくりと皆様方の意見を聞くことが重要であることが強調されました。

そのため、市としては、今後の検討を進めるに当たっては、代表者の方からの意見収集などにより、住民の方々からの意見を十分に取り入れながら、地区及び道路の整備計画を検討する予定であります。

第1回委員会においては、道路及び沿道地区の位置付けと、現況把握、環境への影響について検討し、整備課題を抽出しました。

整備課題については、裁判所通りとその沿道地区について、次のように整理されました。

〈裁判所通りの整備課題〉

- ①幹線道路として必要な交通機能を確保すること
- ②交通弱者にも配慮した、安全で快適な歩行者のための環境を整備すること
- ③沿道の生活環境を保全すること
- ④新しい都市軸に相応しい、シンボル性の高い路線として整備すること
- ⑤地区防災性の向上に寄与する幹線道路としての機能を確保すること

〈沿道地区の整備課題〉

- ①地区の活性化に寄与する生活道路を整備すること
- ②地区の防災性を向上させること

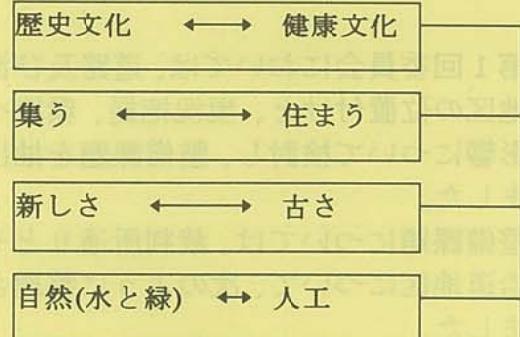
第2回委員会の検討内容

まちづくり目標

現在の問題点を改善し、将来のまちづくりの目標となるテーマを、以下のように設定しました。

この中で地区のキーワードとは、地区内にある施設や特性を整理して導いたもので、それらのキーワードからまちづくりテーマを設定しました。

【地区のキーワード】



【まちづくりテーマ】

歴史と文化の流れの中で
人々が集い、住まう
古くて新しい魅力的な街づくり

将来のまちづくり方針

将来のまちづくり方針は、まちづくりテーマを実現するために必要な、具体的な地区の方向性、街並みの景観、土地利用、などの方針について検討しました。

その中で裁判所通りの役割や、位置づけを明確にしており、その概要については、次の通りとなっています。

□より良い生活の場としての地区環境の形成方針

- ①皆さまのより良い生活の場となるよう、地区の中心となる裁判所通りや、地区的内部に歩行者が安心して歩ける道路の整備を検討します。
- ②皆さまのコミュニケーションの場となるよう、裁判所通り沿いの憩いの空間や、河川沿いの親水空間の整備を検討します。
- ③現在の静かで落ち着きのある居住環境を保全するとともに、地区コミュニティの活性化を図るための方策を検討します。

□活気ある街づくりを支えるための商業・観光の活性化方針

- ①現在の一畠デパート周辺には、商店街が形成されていますが、これを再活性化し、観光としての要素も取り入れつつ、新しい時代のニーズにマッチした広域的な商業拠点としての形成を目指します。
- ②裁判所通り沿いへの、商店やオフィスの誘導を検討します。

これによって、東側のくにびき道路沿いの、新しい商業の集積との連携を高め、地区全体の一体的な商業の活性化を目指します。

- ③松江城に集まる観光客を地区内に誘導するため、松江城と隣接する地区などの街並みの景観を誘導する方策について検討します。

□裁判所通りの位置付け

- ①西側の松江城と東側の運動公園を結び、地区の最も重要な「地区中心軸」としての整備を目指します。

このため、シンボル性の高い優れた景観の形成と、安全・快適な歩行空間を持つ路線としての整備を検討します。

- ②住民の皆様のより良い生活環境を形成するのにより役立つ路線となることを目指します。

このため、皆様が安心して歩け、人々の憩いや、語らいの場ともなる、幅員が広くゆったりとしており、緑豊かな潤いのある歩道などを備えた路線としての整備を検討します。

- ③地区の賑わいを支える商業や、観光の活性化に寄与する路線となることを目指します。

このため、地区に広域の人々が集まるために必要な、幹線道路としての機能を持つ路線としての整備を検討します。

- ④地震や火災の時に皆様の安全を守るために、火災の延焼を防止したり、安全

な避難や救急活動を行うために役立つ路線としての整備を検討します。

裁判所通りの整備方針

裁判所通りの整備方針は、まちづくり方針を踏まえて、裁判所通りの具体的な整備内容についての基本的な方針や、今後の検討課題を明らかにしたものです。

①車線の整備方針

将来の予測される交通量に対応するため、4車線道路としての整備を検討します。

②周辺地区とのネットワーク方針

裁判所通りから地区の内部への出入りが便利であり、かつ幹線道路として円滑な交通を可能とするための交差点配置を検討します。

